新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金申請時チェックリスト

　チェック　　　　　　　　　　　　　　　確認項目

　　　**○下記の対象事業者です**

　　**□**　　東近江市商工会に所属する会員事業所で、中小企業基本法に定められた中小企業等

　　　　**○販路開拓に繋がる助成対象経費の内容で下記のいずれかに該当しています**

　　　　　**（１）広告宣伝費**

新聞、雑誌、地域情報誌等の掲載又は折込み、販促パンフレット・ポスター・チラシ・折込・ポスティング費等

※慣例的・形式的な年賀状や暑中見舞いの印刷代・はがき代、名刺やカレンダー等の単なる印刷代等は対象外

※求人広告等の商品・サービスのPRでない経費は対象外

※自社でチラシ等を作成する場合の消耗品（用紙代・インク代等）は対象外

**□** **（２）展示会出展費**

国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展、参加又は主催する際の出展小間料小間内装飾経費、出展物搬出入経費、その他出展に対する直接経費

　　　　　　　※人件費や展示会等中止に伴うキャンセル料は対象外

**○申請書、チェックリスト、下記の添付書類が揃っています**

（１）販路開拓 (展示会出展・広告宣伝) 費用明細が記載された請求書等のコピー

**□** （２）支出を証明できる書類（振込明細・領収書等）のコピー（令和3年4月1日以降に支出した経費）

（３）展示会内容の写真、チラシ、パンフレット、情報誌等販路開拓の実績が確認できるもの

　　　(申請時に実績書類がまだの場合は後日の提出で受付可。実績書類提出後の振込となります)

　　　　 （４）助成金振込先口座の通帳のコピー（見開き1・2ページ目）

**○申請書に下記の内容を漏れなく記載しています**

**□**事業所在地、事業所名、代表者氏名、連絡先、振込先等を正しく記載している

　　　　**○助成の取り消しについて承知しました**

次のいずれかに該当の場合は、交付決定の取消し、既に交付された助成金については返還となります

* ①提出書類に虚偽の記載があったとき

　　　　　 ②助成金交付の条件に違反したとき

③助成事業の実施について不正行為があったとき

　　　　　 ④法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

**○応募に係る注意事項について確認しました**

①申請書類や添付書類に虚偽の記載がないこと

②応募された書類等は返却しません

* ③応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担となります

④予算額の枠内で実施する事業のため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではありません

⑤採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります

⑥**同一の事業内容で、「小規模企業持続化補助金」など「行政・商工会等からの補助金・助成金」を受けている場合は、助成の対象外です（東近江市商工会が実施する事業への支出も対象外）**

**上記、すべて確認、承諾しました。**

令和　　　年　　　月　　　日

**申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印**

（法人の場合は法人名・代表者氏名又は個人事業者の氏名）